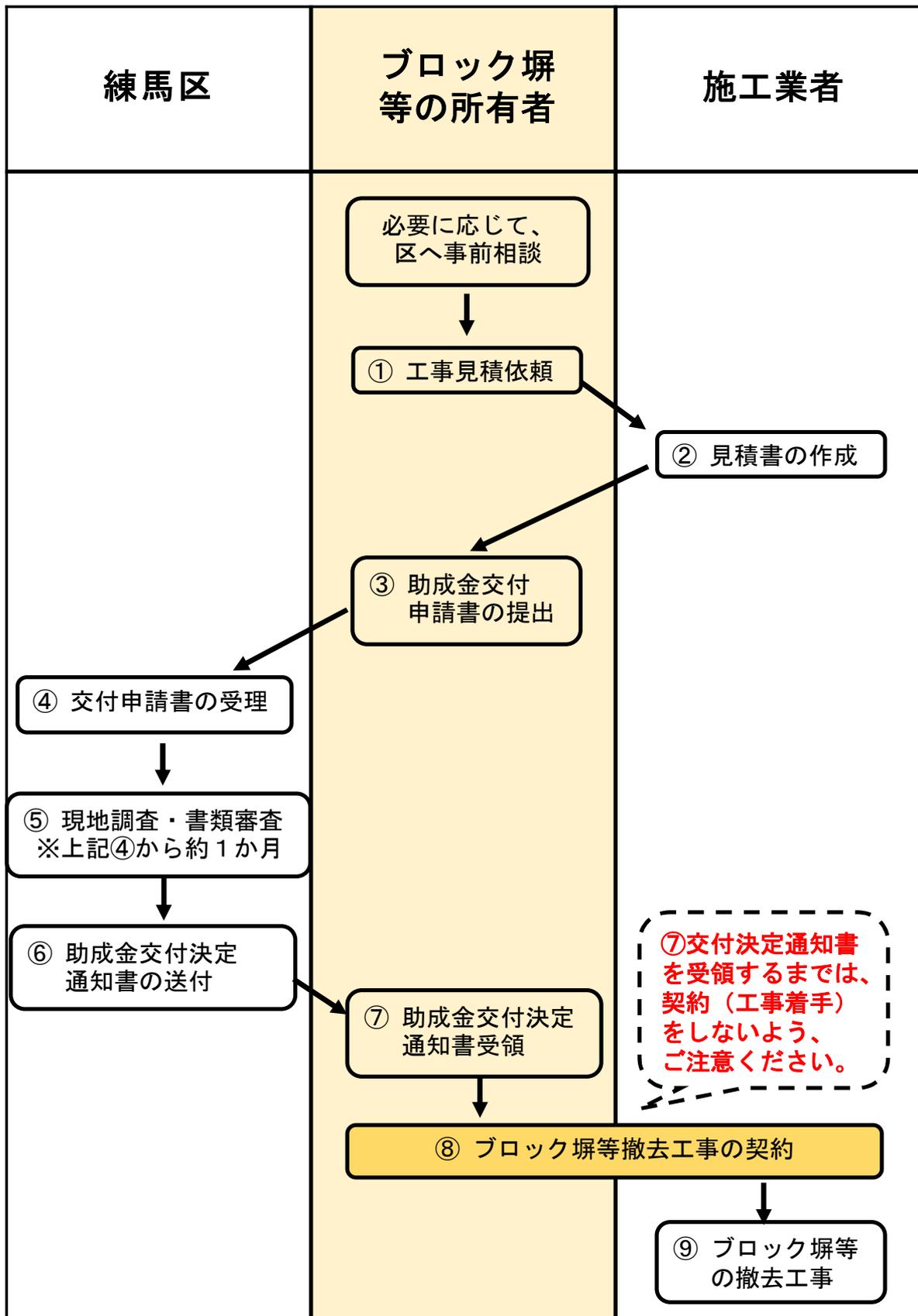
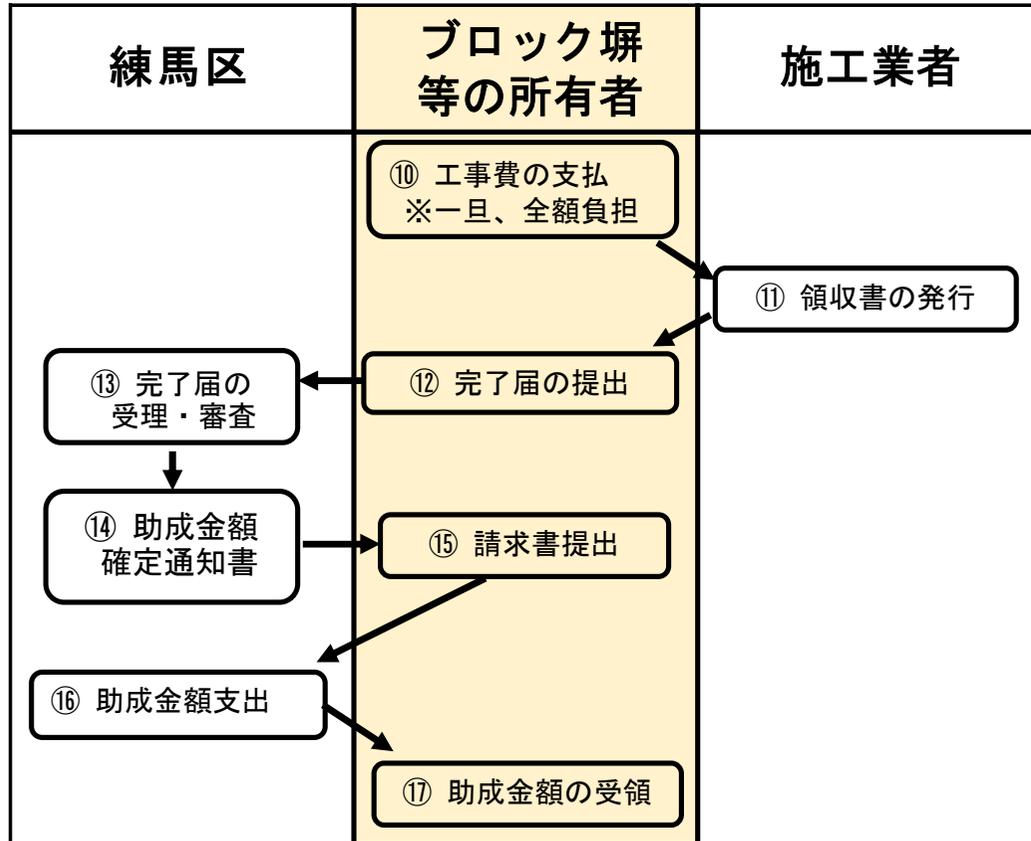


助成金手続きの流れ



以降の手続きは申請者の方でどちらかを選択頂けます！
(次ページ参照)

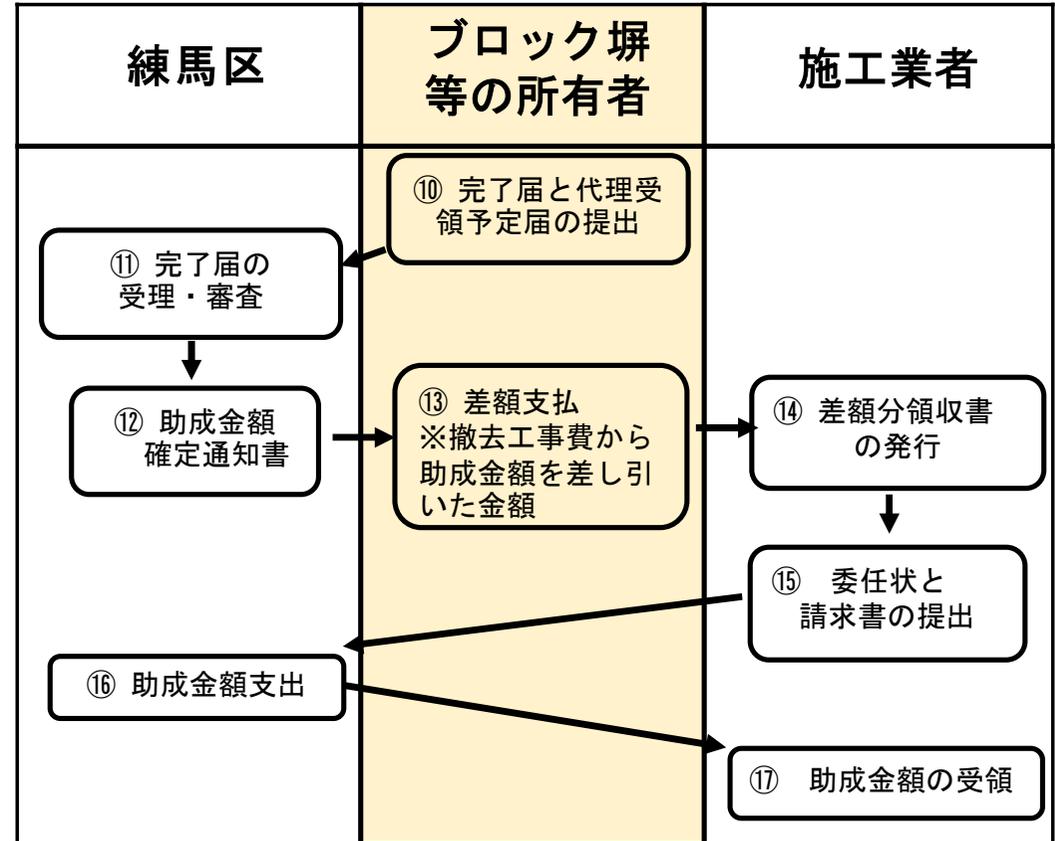
パターン① (従前の制度を利用する場合)



～助成制度利用上 (パターン①②共通) における注意点～

- ・申請から上記⑮までの手続きは同一年度内(3月末日まで)に行ってください。
- ・撤去後に新たに60cmを超えるブロック塀等を設置することはできません。
- ・道路に面しているブロック塀等を高さ60cm以下に残す工事内容でも助成対象になります

パターン② (代理受領制度を利用する場合)



～代理受領制度 (パターン②) の利用上における注意点～

- ・代理受領制度を利用する場合は、申請者と施工業者との両者の合意が必要となります。制度を活用する場合は十分に協議し、申請してください。
- ・代理受領制度を利用する場合は、⑩完了届の提出に併せて、予定届を提出してください